

平成30年 9 月18日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

総務委員会

委員長 渡 辺 一 美

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他
- 2 調査の経過 9月18日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
所管事務調査については、行政視察について、委員派遣承認要求書を議長に提出することとした。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、国際大学用地内のごみ焼却場建設反対についての請願について、執行部より報告を受けた。
また、一般競争入札の仕様書について、質疑を行った。
瑕疵担保請求に関する調査について、委員会としての調査は終了した旨の報告書を議長宛てに報告することとした。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 87 号 魚沼市税条例等の一部改正について
- (2) 議案第 88 号 魚沼市議会議員及び魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 90 号 魚沼市農業者等健康管理施設条例の廃止について
- (4) 議案第 91 号 市有財産の処分について（魚沼市宇津野地域農業者等健康管理施設）

2 調査事件

- (5) 所管事務調査について
 - ・行政視察について
- (6) 閉会中の所管事務等の調査について
- (7) その他

3 日 時 平成 30 年 9 月 18 日 午前 10 時

4 場 所 広神庁舎 301 会議室

5 出席委員 大桃 聡、佐藤敏雄、大平栄治、渡辺一美、高野甲子雄、大屋角政、遠藤徳一、（森島守人議長）

6 欠席委員 なし

7 説明員 佐藤市長、森山総務課長、富永企画政策課長、山内税務課長、小峯環境課長

8 書記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

9 経 過

開 会（10：00）

渡辺委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会します。本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 議案第 87 号 魚沼市税条例等の一部改正について

渡辺委員長 日程第 1、議案第 87 号 魚沼市税条例等の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大屋委員 この税条例の一部改正の第 69 条の 2 ですが、日本赤十字社が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲、これ、前もあったんですが、あんまり変わらないような気がするんですが、どこが変わったかお聞きしたいと思います。

山内税務課長 新旧対照表の 12 ページをご覧くださいと思います。大屋委員のご指摘のとおり、旧の税条例では、第 68 条の 2 で日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲が明記されております。今回の税条例の一部改正では、この第 68 条の 2 を削除いたしまして、新たに第 69 条の 2 で規定をしたということで、ご指摘のとおり内容については変わっておりません。条文が移動したということでご理解いただきたいと思います。

大屋委員 環境性能割とか環境性能という言葉が出てきているんですが、この環境性能というのは、どういったことをいうのかお願いします。

山内税務課長 環境性能割というのは、平たく解せば、燃費のいい車については、今までの自動車取得税にかわる、税の免除とか減免についてを、言葉を環境性能割に置き換えたというのが大きな改正であります。名称が変わったということです。中身については非課税にするのか、免除にするのか、減免にするのかという範囲については変わっておりません。免除の対象になる車種については、ハイブリット車、電気自動車という燃費のいい車については免除の対象になります。それと平成 32 年度の排ガス規制プラスアルファというのがございますが、そのプラスアルファに応じまして性能のいい車は 3 % の減免、それより悪いのは 2 %、もっと悪いのは 1 % ということになっておりますが、軽自動車につきましては免除か、3 % か、2 % の 3 段階で環境性能割が決まっております。それにつきましては、新旧対照表の 20 ページ、21 ページをご覧ください。20 ページの第 14 条の 6 第 1 項で営業用の 3 輪以上の軽自動車、2 項で自家用の 3 輪以上の軽自動車と明記されております。ここに減免の割合が載っておりますが、今現在も軽自動車につきましては 2 % までは減免しておりますので、新しく一部改正されてもこの割合については同じで推移しております。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 87 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数であります。よって、議案第 87 号 魚沼市税条例等の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第 88 号 魚沼市議会議員及び魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第 2、議案第 88 号 魚沼市議会議員及び魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 88 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 88 号 魚沼市議会議員及び魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第 90 号 魚沼市農業者等健康管理施設条例の廃止について

(4) 議案第 91 号 市有財産の処分について(魚沼市宇津野地域農業者等健康管理施設)

渡辺委員長 日程第 3、議案第 90 号 魚沼市農業者等健康管理施設条例の廃止について、及び日程第 4、議案第 91 号 市有財産の処分について(魚沼市宇津野地域農業者等健康管理施設)の 2 件については関連がありますので一括議題とします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。本 2 件については討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから順次、採決します。議案第 90 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 90 号 魚沼市農業者等健康管理施設条例の廃止については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第 91 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 91 号 市有財産の処分について(魚沼市宇津野地域農業者等健康管理施設)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 所管事務等の調査について

・行政視察について

渡辺委員長 日程第 5、所管事務調査についてを議題とします。行政視察についてを議題とします。今年度の行政視察については、お手元に配布の資料「委員派遣承認要求書(案)」の記載のとおりとし、委員派遣とすることにご異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。今年度の行政視察については、配布資料のとおり委員派遣とさせていた

だき、あわせて閉会中の所管事務等の調査とさせていただきます。

次に、視察先への質問等がある場合は、あらかじめ事務局まで質問内容の提出をお願いしていましたが、配付資料のとおり取りまとめましたので確認をお願いいたします。配付資料のとおり、事前に質問事項を送付することといたします。ご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定しました。本件については以上とします。

（６）閉会中の所管事務等の調査について

渡辺委員長　日程第６、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思いますが異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

（７）その他

渡辺委員長　日程第７、その他を議題といたします。小峯環境課長に発言を求められていますのでこれを許します。

小峯環境課長　「国際大学用地内のごみ焼却場建設反対についての請願」につきまして、報告させていただきます。この請願につきましては、南魚沼市に提出されたものでありますので、写しの配布はいたしません、口頭にて報告申し上げますのでご理解をお願いいたします。この請願は、新ごみ処理施設建設予定地である国際大学の周辺集落区長等から、南魚沼市長及び南魚沼市議会議長あてに提出されたものであります。請願理由は３点で構成されており、１点目として、ごみ運搬に使用される道路が通学路であり危険であること、２点目として、建設予定地周辺が魚沼産コシヒカリ及び八色スイカの産地であり、風評被害を受ける恐れがあること、３点目として、市は必要以上の用地買収を考えている、ということが建設に反対する理由となっております。現在、二市一町では、この請願及び第１回目の周辺集落説明会でいただいた様々な意見や質問に対し、必要な調査、研究を行ったうえで、第２回目の説明会の準備を進めているところであります。説明の内容については、後日、総務委員会に報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

渡辺委員長　ただいまの説明に質疑等はありませんか。（なし）これから、また、きちんとした説明等が確定した場合には、総務委員会のほうで報告いただき、質疑できると思いますので、本件につきましては引き続き調査していくこととしたいと思います。よろしいでしょうか。（異議なし）そのように決定し、以上といたします。

この後は、主に議会内部の調整等になりますので、執行部で報告、協議等があれば、それを先に行い、なければ、これで執行部からは退席願うこととしたいと思います。異議ありませんか。（異議なし）それでは、執行部から協議、報告事項等ありませんか。（なし）委員の皆さんから執行部に対し、ご意見、協議事項等はありませんか。

大桃委員　私の記憶では、随意契約や指名競争入札をなるべく少なくして、一般競争入札に移行していると思いますが、一般競争入札にする目的を教えてください。

佐藤市長 競争の原理をしっかりと取るためにということよりも、金額的に、一定の金額以上は一般競争入札、随契にしないで競争入札にしているということで、透明性をきちんと図るという観点からやっていると理解していただいて結構だと思います。

大桃委員 競争原理が働いて、何社か来ることによって単価が下がっていくだろうということとでいいんですね。

佐藤市長 単価が下がるという競争の原理ですので、建設工事の場合は最低制限価格を設けていますし、物品の場合は設けておりませんけれども、その中で競争していただく。ただ、条件としては、魚沼市内に本社、営業所を持っているということになっています。

大桃委員 ここに、一般競争入札の実施について（公告）というのがあるんですけど、コミュニティエフエム簡易受信施設建設工事が、9月20日に入札予定になっています。この中の仕様書見ますと、メーカーの製品番号が入っている。仕様のところに。そうすると、これを入れられる業者しか入れないということになるわけです。簡単な話しますと、電柱に取り付けますと。それが「P100A25K（M）」とか書いてあるということは、その会社のものを使いなさいということですよ。これを入れられないところは入れないということだから、今、市長がおっしゃった競争の原理は、これは働かないですよ。こういう入札はだめだと私は思いますけれど、いかがですか。

佐藤市長 それを取り扱う業者であればいいってことになるんですけど、市内業者がつくっているわけではありませんので、どこから調達しようが、その製品が取り寄せられるところであれば競争には入れると認識しております。

大桃委員 それが取り寄せられるところであればということなんだけど、それが何社あるかという中では、一社しかない可能性もあるじゃないですか。そうしたならば、同等品だとかということで仕様をあげないとだめだし、もし、これだけということであれば、なんでこれだけなのかという理由も、この中に盛らないとだめですよ。そう思いませんか。

佐藤市長 その辺、私、中身を全部見ているわけではありませんので、今月入札であれば、20日ということであれば、今、指名審査委員会も行われていることでしょうから、その辺の、ちょっと中身を見てみないとわからないですけども、可能性としては、今、委員ご指摘のとおり、あり得るということでしたので、その辺も、中身をわかっていて設計しているんだろうと思いますので、その辺はちょっと調査をさせていただきたいと思います。

大桃委員 9月20日ということで、迫っていますので、なるべく早く調査して、このままでいいのか、直すのか、入札取りやめるのかというのを考えてやってもらいたい。ほかにこういうのも、そういうところもきちっと精査して入札かけないとだめだと思いますので、その辺もしっかりやってください。

佐藤市長 エフエムの受信施設については、今年度、この1回だけじゃないみたいですので、過去のものを見てみて、また、ご報告できるようだったらしていきたいと思いますが、1社随契というのは、今のところ私が見ている限りないみたいですので、複数社が競争の原理で参加できるという条件は整っていると見ています。入札の結果を見てもらってもわかると思うんですけど。

大桃委員 私、今までのそんな問題にしているわけじゃなくて、この話ですから。これを20日なんで、早急に調べてもらいたいということです。

佐藤市長 わかりました。

渡辺委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ、これで執行部からは退席いただきます。(執行部退席) しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10:20)

再 開 (10:35)

渡辺委員長 休憩を解き、会議を再開します。この後は、先日、7月24日、当委員会で調査させていただきました瑕疵担保請求についてを議題といたします。7月24日の委員会では、事前に皆様方から質疑通告をいただき、それについて執行部より回答をいただきました。その後、終了に当たりまして、皆さんと今後のことは対応を協議させていただき進めていきたいということで会議を終了させていただいております。つきましては、皆様方から7月24日の質疑等を受け、今現在、皆様方が今後この瑕疵担保請求について、どのように委員会を進めていったらいいか等、ご意見がございましたらお聞きしたいと思っております。お一人ずつ簡単にお気持ちを聞かせていただいて、全体をまとめられれば、きょうまとめさせていただきますし、まとまりがつかなければ、また、その後調整させていただきたいと思います。本日のところは、今の考え方を聞かせていただきたいと思います。それでは、これより休憩とし、委員間の自由討議とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。(異議なし) それでは、しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10:36)

(休憩中に自由討議)

- ・ 委員会でどうするかは委員一人で決められる話ではないので、皆さんがどうするか。
- ・ 瑕疵担保請求については、これ以上、委員会でやることはないと思う。
- ・ 委員会としてすべきことは終わっていると思う。委員会としての調査は終了にしたい。
- ・ これ以上、突っ込んでやるような形はできないと思う。これで終了でよろしいと思う。
- ・ 委員会としてはこれ以上答弁が求められない雰囲気が出ている。これで終わりと思う。
- ・ 一般質問で続けるのではなく、疑義があるなら委員会で検討して方向を出すべきだと考えていた。先日の一般質問で疑義が生じた。もう1回しっかりやって、委員会として方向を出すようお願いしたい。
- ・ これ以上、調査することには当たらないという意見が多い。
- ・ 委員会としてまとめることはできない。市長の答弁を踏まえて議員が行動するしかない。
- ・ これ以上、一般質問をしないで、委員会で方向を出すべき。
- ・ 議員がやる一般質問を委員会で制限することはできない。委員会ですから一般質問をやめてくれなんてできない。
- ・ 委員会のできることは終わっているという意見が多い。委員会では終わりと宣言しなけ

ればならない。

- ・この調査については、これ以上、新たに資料を請求したり質疑をしたりせず、委員会としては終了したと議長に報告をあげる。

再　　開（10：44）

渡辺委員長　休憩を解き、会議を再開します。休憩の間、皆さんからそれぞれ意見を聞かせていただきました。本件におきましては、この委員会の中で新たに調査等をするというよりは、一定の調査報告をして終結にしたいというご意見がほとんどでありましたので、そのように考えさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。（異議なし）また、議長にあげる報告の文書につきましては、正副委員長で取りまとめをさせていただき、皆さんと確認して報告させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。（異議なし）そのように決定させていただきました。本件については、以上とします。

ほかに皆さんのほうから、ご意見等はありませんか。（なし）それでは、本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の総務委員会は、これで閉会します。

閉　　会（10：45）